

ついに通知開始！ マイナンバーの概要

平成 27 年 10 月作成



ついに今月からマイナンバーの通知が始まります。まだ実際の運用前であり、詳細は不透明なことばかりですが、現段階で判明していること及び注意点をいくつかお話しします。

まず、最初は「**個人番号（マイナンバー）通知カード**」が郵送されます。これは簡易書留で郵送され、**転送不要扱い**となります。送付先は住民票登録住所地に送付されるため、引っ越し等により**住所地と住民票登録地が異なる人は送付されない**こともありますので、思い当たる方や、いつまでたっても通知カードが届かないという人は市役所等へ確認してください。また、DV 被害にあっている人などで、住民票登録地で受け取れない場合には、個別に対処してくれることになっているため、市役所等へ相談してください。



この「**マイナンバー通知カード**」は「**個人番号（マイナンバー）カード**」ではありません。通知カードには住所・氏名・生年月日・性別・個人番号（マイナンバー）が記載されています。**税務や社会保障にかかる手続きは番号が分かれば足りるので、マイナンバーカードの取得をしなくても基本的な手続きはできますが、マイナポータルは利用できません。**

マイナンバーカードの取得は強制ではなく、写真を添付しての申請が必要です。申請後交付通知書が届きますので、当該通知書・上記通知カード・本人確認書類を持参して引き換えます。**住民基本台帳カードをお持ちの方は同時に返納することになります。**

各手続により開始時期は異なりますが、マイナンバーを記載する必要がある場合を紹介します。基本的には主に税務は平成 29 年以降提出（28 年分）分からです。

法定調書を提出する義務のある方は、当該法定調書に相手方のマイナンバーを記載する必要があるため、**相手方のマイナンバーと運転免許所等で本人確認の手続きが必要**です。

一方で、**家賃・地代を受け取っている等、自分が支払いを受けたことによる法定調書が提出される方については、その支払い者へマイナンバーを伝え、本人確認を行う必要があるため、当該手続きを求められた場合には、適切に対処する必要があります。**

また、業務上知りえたマイナンバーは勿論のこと、自らのマイナンバーも、法律に定められた場合以外に提供してしまうと、目的外提供になるためご注意ください。

特に注意したいのは**保育園の入園手続きや住宅ローンの申し込み時に源泉徴収票を提出する必要がある場合には、マイナンバーが記載された源泉徴収票等にはマイナンバーのマスキングを施す**必要があります。大抵の給与支払者は、依頼すればマイナンバーの記載のない源泉徴収票の交付をしてくれると思いますので、マスキングをするよりは**マイナンバーの記載がない源泉徴収票の交付を依頼**してください。

ちなみに、**税理士・社会保険労務士等は個人番号取扱事業者として、マイナンバーの提供を受けることができる者に該当します**ので、安心して必要な業務についてマイナンバーの提供をしてください。もっとも世の中には立場を悪用する人もいますので、怪しいと思った場合にはほかの専門家等に相談することが必要な場合もあります。

以上、簡単ですが現段階でのマイナンバーに関する情報でした。**政府は今後利用範囲の拡大を検討している**様ですので、今後の動きにも情報収集・確認を心がけてください。